

令和 9 年度 税 制 改 正 要 望 事 項 （ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ）

（厚生労働省年金局企業年金・個人年金課）

項 目 名	確定給付企業年金等受給時の退職所得の受給に関する申告書への個人番号の記載不要化		
税 目	所得税		
要 望 の 内 容	確定給付企業年金の事業主または支払者が請求者または地方公共団体情報システム機構（J-LIS）から取得した個人番号を有する場合、退職所得の受給に関する申告書への個人番号の記入を不要とする（請求時の個人番号確認書類の提出も不要。J-LIS から個人番号を取得できる場合の厚生年金基金や企業年金連合会が取り扱う一時金給付についても同様に対応）。 <関係条文> 所得税法第 198 条、第 203 条、所得税法施行規則第 77 条、第 77 条の 4 確定給付企業年金法第 93 条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 9 条、別表 106、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第 52 条の 3 住民基本台帳法第 30 条の 9、別表第一 77 の 4、住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令第 1 条		
		平年度の減収見込額	— 百万円
		（制度自体の減収額）	（ — 百万円）
		（改正増減収額）	（ — 百万円）

新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 企業年金は、公的年金と相まって高齢期の所得確保を図るための制度であり、長期化する高齢期の経済基盤の充実を図るため、企業年金の充実を図る。 (2) 施策の必要性 確定給付企業年金を一時金で受給することを請求する際、請求者は支払者に対し、個人番号が記載された退職所得の受給に関する申告書を提出しなければならない（厚生年金基金や企業年金連合会が取り扱う一時金給付についても同様）。 個人番号は他の個人情報に比し厳格な取扱いが求められており、また事業者が個人番号の提出を受ける場合、提供をする者が本人であることを確認することも求められている。 かかる状況下、給付金の請求時に請求者本人から個人番号を提出させることによる次のような課題があることから、利便性向上及び負荷軽減のため、給付金の請求時に個人番号の提出を要さない施策が必要。 ● 請求者にとって、個人番号確認書類（マイナンバーカードの写し等）を用意し同封する手間が生じる ● 事業者にとって、厳格な書類管理やシステムへの登録業務の遂行、強固な業務・システムの構築の負荷が生じる ● 個人番号が記載された書類が増え、またその受渡しが生じることにより、個人番号の漏洩リスクが増す ● 給付金の支払い手続き全体のペーパーレス化が阻害される一因になる
--------------------------	---

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅳ 女性の活躍推進や男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、非正規雇用労働者の待遇改善、ワーク・ライフ・バランスの実現等働き方改革を推進すること 施策大目標 3 働き方改革により多様で柔軟な働き方を実現するとともに、勤労者生活の充実を図ること 施策目標 3－2 豊かで安定した勤労者生活の実現を図ること 基本目標Ⅹ 高齢者ができる限り経済的に自立できるよう、所得確保の仕組みの整備を図ること 施策大目標 1 老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障の充実を図ること 施策目標 1－2 高齢期の所得保障の重層化を図るため、私的年金制度の適切な整備及び運営を図ること
		政策の達成目標	企業年金制度の充実・普及を図ることにより、公的年金と相まって国民の高齢期の所得確保を図る。
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
	有効性	政策目標の達成状況	—
		要望の措置の適用見込み	確定給付企業年金の制度数、加入者数は以下の通り（令和 7 年 3 月末時点） ・制度数：11,653 件 ・加入者数：887 万人
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	給付金請求時の、請求者および事業者における個人番号の取扱い機会が削減されることにより、制度の利便性向上、及び請求者、事業者の負荷軽減が図られる。

相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	地方税についても、同様の要望を行っている。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	給付金請求時の、請求者および事業者における個人番号の取扱い機会が削減されることにより、制度の利便性向上、及び請求者、事業者の負荷軽減が図られる。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		—